

和歌山県人権施策推進審議会の傍聴に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、和歌山県人権施策推進審議会（以下「審議会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続等)

第2条 審議会の傍聴を希望する者は、直接本人が審議会開会当日に、和歌山県人権施策推進審議会傍聴申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）を提出しなければならない。

2 申請書の受付は、審議会開会30分前から15分前までの間とする。

3 傍聴定員は原則として10名とし、先着順に受け付けるものとする。

4 傍聴を認められた者は、その権利を他人に譲ることができない。

5 傍聴を認められた者は、傍聴章（別記第2号様式）の交付を受け入室するものとし、原則として審議会開会後の入室及び退室は認めない。

(会議の秩序の維持)

第3条 酒気を帯びている者、危険と認められる器物を携帯している者その他議長が会議の秩序の維持に協力しないと認めた者は、会場に入室することができない。

2 傍聴を認められた者は、傍聴に当たって次の事項を守らなければならない。

(1) 傍聴者は、係員の指示に従うこと。

(2) 静粛に傍聴し、拍手その他の方法により言論に対して批評を加え、又は可否を表明しないこと。

(3) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。

(4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。

(5) 旗、ゼッケン、はちまき、プラカード、張り紙等を使用した示威的行為をしないこと。

(6) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

3 議長は、傍聴者が前項各号に違反したときは、退場させることができる。

附 則

この要領は、平成24年12月27日から施行する。

（番号）

和歌山県人権施策推進審議会傍聴申請書

標記審議会を傍聴したいので申請します。

和歌山県人権施策推進審議会会長 様

平成 年 月 日

（住所）

（氏名）

（申請者控え）

（番号）

（注意事項）

傍聴者は、傍聴に当たって次の事項を守ってください。

- (1) 傍聴者は、係員の指示に従うこと。
- (2) 静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して批評を加え、又は可否を表明しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
- (5) 旗、ゼッケン、はちまき、プラカード、張り紙等を使用した示威的行為をしないこと。
- (6) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

これらに違反したときは、退場していただく場合があります。

別記第2号様式（第2条関係）

和歌山県人権施策推進審議会

（番号）

傍 聴 章

（お帰りの際にお返しく下さい）